

平成 2 2 年 度

# 事 業 概 要

千葉県中央障害者相談センター

千葉県東葛飾障害者相談センター

# 目 次

<b>I</b>	<b>更生相談所の概要</b>	
1	設置目的	1
2	沿革	1
3	両センターの概要	2
	(1) 名称、所在地	2
	(2) センター区分	2
	(3) 組織	3
	(4) 業務分掌	3
	(5) 主業務フロー図	4
<b>II</b>	<b>身体障害者相談関係</b>	
1	業務内容	5
	(1) 相談・判定	5
	ア・所内相談	5
	イ・出張相談	5
	ウ・巡回相談	5
	エ・訪問相談	5
	(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
	(3) 障害者相談援助事業	6
	(4) 自立支援医療（更生医療）の審査	6
	(5) 障害程度の認定審査	6
	(6) 市町村職員研修会の開催等	6
2	業務取扱状況	7
	(1) 相談・判定実施状況	7
	(2) 障害別相談・判定実施状況	8～10
	(3) 相談会場別相談実施状況	11
	(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況	12
	(5) 人工透析審査委員会審査状況	13
	(6) 心臓機能障害更生医療審査状況	13
	(7) 免疫機能障害更生医療審査状況	14
	(8) 聴能言語訓練件数	14
	<参考> ・身体障害者（児）手帳所有者数	15
	・身体障害者（児）手帳所有者障害別内訳	15

### Ⅲ 知的障害者相談関係

1	業務内容	16
	(1) 相談・判定	16
	ア・所内相談	16
	イ・出張相談	16
	ウ・巡回相談	16
	エ・訪問相談	16
	(2) 障害者相談援助事業	16
	(3) 市町村職員研修会	16
2	業務取扱状況	17
	(1) 取扱人員	17
	(2) 相談実施状況	18
	(3) 判定実施状況	19
	(4) 判定書等交付件数	19
	(5) 相談会場別相談実施状況	20
	(6) 相談判定援護の実施者別分類	21～22
	(7) 療育手帳交付・再判定状況	23
	(8) 療育手帳程度別判定状況	24
	(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況	25
	(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計	25
	(11) 住まいの場	26～27
	(12) 日中活動の場	28～29
	<参考> ・療育手帳所有者数等	30

### Ⅳ 参 考 資 料

1	人工透析審査委員会設置運営要綱	31
2	障害程度審査委員会設置要綱	32
3	補聴器適合精密判定実施要領	33
4	障害者相談援助事業実施要領	34
5	障害福祉研修会実施要領	35
	・ 障害者福祉研修会幹事会当番表	36
	・ 障害者福祉研修会実施状況	37



# I 更生相談所の概要



## 1 設置目的

中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法(S24. 12. 26 法律第283号) 及び知的障害者福祉法 (S35. 3. 31法律第37号) の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

## 2 沿革

昭和25年 5月 1日	千葉市吾妻町3-29 日本赤十字社千葉県支部内に千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月 1日	千葉市加曾利町1536 千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を設置。
昭和47年 8月 7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3 千葉県中央児童相談所内に移転
昭和50年 5月17日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年 4月 1日	千葉市誉田町1-45-2 千葉県千葉リハビリテーションセンター（肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設補装具製作施設）が新設され、同センター内に移転。
平成 4年 4月 1日	千葉市が地方自治法による(政令)指定都市に移行される。 また、区制施行により住所が千葉市緑区誉田町1-45-2となる。
平成 6年 4月 1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の身体障害者更生相談事務及び精神薄弱者更生相談事務を千葉市に引き継ぐ。
平成18年 8月 1日	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に「東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に名称変更。

### 3 両センターの概要

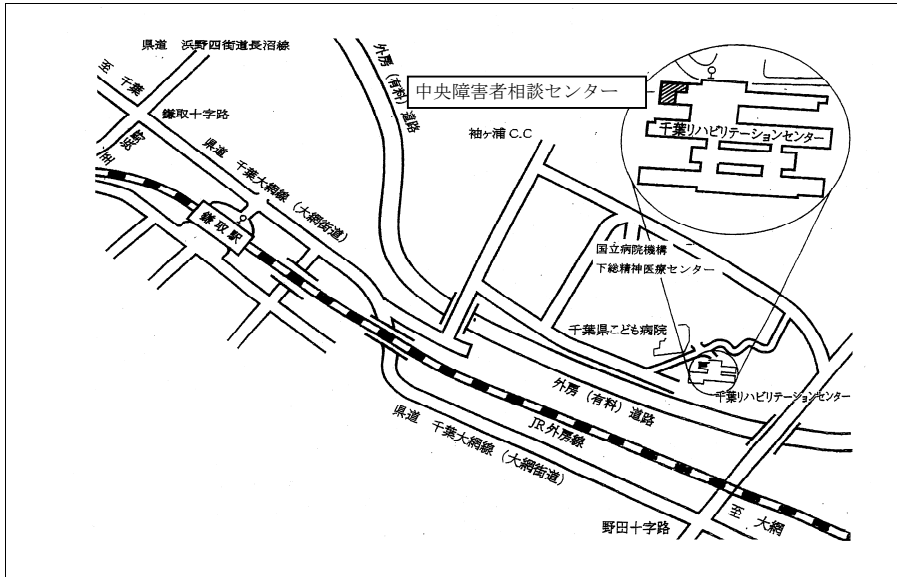
#### (1) 名称、所在地

##### ア 中央障害者相談センター

千葉県緑区誉田町1-45-2 (千葉リハビリテーションセンター内)

043-291-6872 (代表)、FAX: 043-291-8488

(案内図)

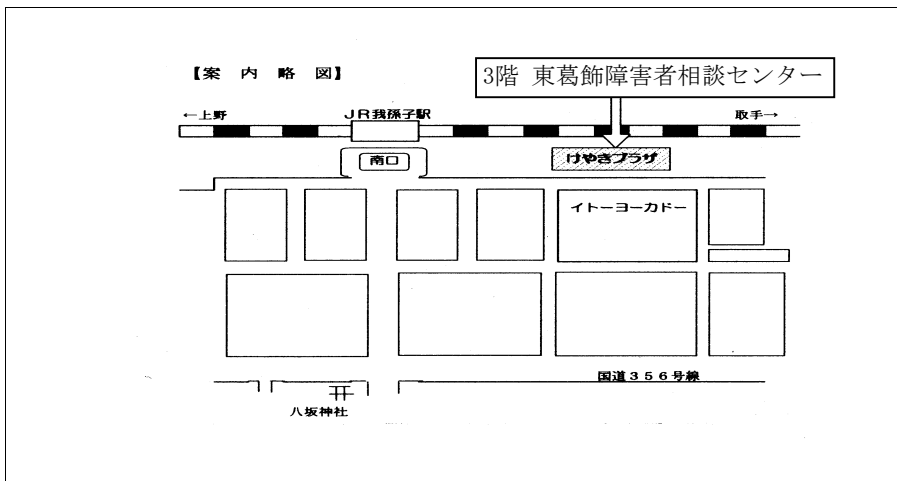


##### イ 東葛飾障害者相談センター

所在地: 我孫子市本町3-1-2 (けやきプラザ内)

電話: 04-7165-2422 (代表)、FAX: 04-7165-2423

(案内図)



#### (2) センター区分

センター名	所管区域	備考
中央	千葉県及び東葛飾障害者相談センターの所管区域を除く全区域	27市16町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町

(3) 組 織

平成23年4月1日

		中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター	
		職員	嘱託(非常勤)	職員	嘱託(非常勤)
所 長(事務)		1		1	
次 長(事務)		1			
相 談 課	課長(事務)	(次長事務取扱)		1	
	身体障害者福祉司	2		2	
	知的障害者福祉司	3		1	
	事務職員	2	1	1	
判 定 課	課長(心理)	1		1	
	心理判定員	2	2	2	
	理学療法士	1(1)		1	
	言語聴覚士	1(1)		1(1)	
	医 師		25		10
	看 護 師				1
計		14(2)	28	11(1)	11

※1 ( ) 内は、兼務職員で外数。

2 東葛飾障害者相談センターにはほかにけやきプラザの管理・運営を行う管理課(3名)が置かれている。

(4) 業務分掌

(相談課)

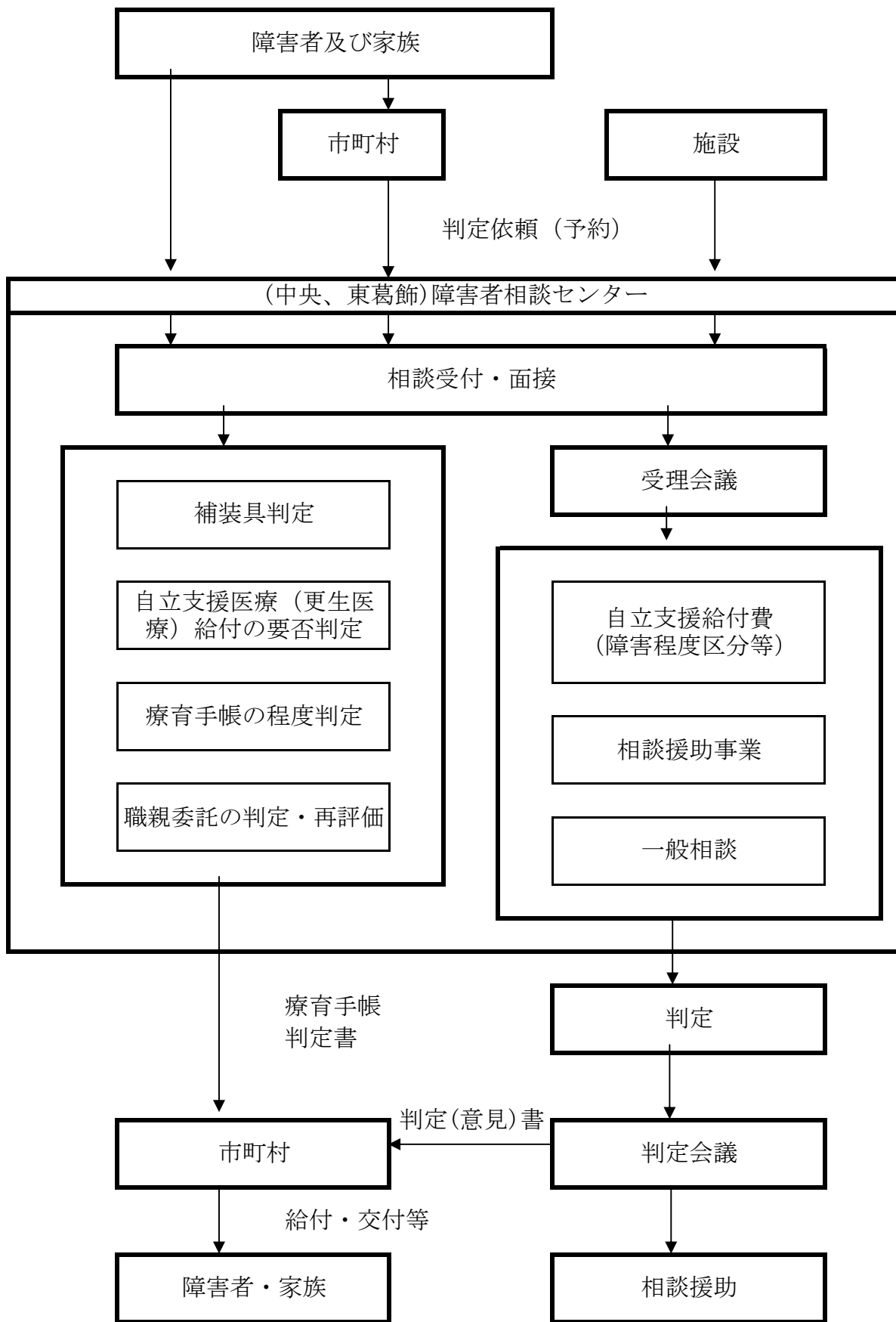
1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
2. 自立支援医療(更生医療)の要否判定に関する事務
3. 療育手帳等に関する相談業務
4. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 統計資料の作成及び調査・研究業務

(判定課)

1. 身体障害者、知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
2. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
3. 装具等の適否に係る身体機能的判定業務
4. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 医学的判定業務
  - (1) 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
  - (2) 療育手帳の交付に係る医学的判定
  - (3) 自立支援医療(更生医療)の要否に係る医学的判定
  - (4) 特別児童扶養手当の認定に係る診断

\* 東葛飾障害者相談センター管理課の分掌事務は、更生相談所関連事務以外のため本表から除く。

(5) 業務フロー図







## Ⅱ 身体障害者相談関係



## 1 業務内容

### (1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問すべての相談・判定を、予約制で行っています。

#### ア. 所内相談

一般相談は、月曜日から金曜日の毎日午前9時から午後5時まで行っています。（祝日及び年末年始を除く。）なお、医学的判定を必要とする相談日については、次表のとおりです。

(H23. 4. 1)

		中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター			
障害 区分別 相談日	肢体	毎月 第1	水曜日	午後	毎月 第1、第2	金曜日	午後
		毎月 第1、第3	金曜日	午後	毎月 第3	水曜日	午後
	視覚	毎月 第2	水曜日	午後	(中央と合同)		
	聴覚	毎月 第1、第3	金曜日	午前	毎月 第1	火曜日、水曜日	午前
				毎月 第2	水曜日	午前	
	耳鼻	毎月 第1	木曜日	午後	毎月 第2	水曜日	午後

#### イ. 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(H23. 4. 1)

	会場名	所在地	施設名	相談日
中央	船橋	船橋市薬田台5-31-1	船橋市社会福祉会館	第4 木曜日(奇数月) 午後
	船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第4 木曜日(偶数月) //
	成田	成田市飯田町90-1	成田赤十字病院	第2 火曜日 //
	匝瑳	匝瑳市飯倉21	九十九里ホーム病院	第4 火曜日 午前
	市原	市原市辰巳台東2-16	千葉労災病院	第3 火曜日 //
	茂原	茂原市茂原1102-1	長生健康福祉センター	第3 木曜日 午後
	木更津	木更津市潮見2-9	木更津市民総合福祉会館	第4 水曜日 //
	館山	館山市北条2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1 火曜日 //
東葛飾	松戸	松戸市上本郷4005	国保松戸市立病院	第3 火曜日 //

※ 相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

#### ウ. 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して実施計画を作成し、市町村等の関係者の協力を得て行っています。

#### エ. 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

- |            |            |
|------------|------------|
| ア. 言語発達遅滞  | オ. 失語症     |
| イ. 聴覚障害    | カ. 麻痺性構音障害 |
| ウ. 吃音      | キ. 口蓋裂     |
| エ. 機能的構音障害 | ク. 脳性マヒ    |

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで（予約制）  
時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の審査

自立支援医療(更生医療)の可否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。

なお、腎臓機能障害者に対する人工透析の可否を審査するため、人工透析審査委員会を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請にあたり、障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的な知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査委員会を設置し、審査を行っています。

(6) 市町村職員研修会の開催等

市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

## 2 業務取扱状況（平成22年度実績）

### （1）相談・判定実施状況

区分	取扱 実人員	相 談 内 容					判 定 内 容					判定書 交付 件数			
		自立支 援医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	自立支 援医療	医学判定 補装具	施設 入所		心理 判定	職能 判定	計
所内	中央	3,045	2,341	563	0	0	607	3,511	2,341	605	0	0	0	2,946	2,561
	東葛飾	1,316	702	614	0	0	0	1,316	702	600	0	0	0	1,302	1,015
	計	4,361	3,043	1,177	0	0	607	4,827	3,043	1,205	0	0	0	4,248	3,576
出張	中央	666	0	1,187	0	0	0	1,187	0	1,137	0	0	0	1,137	561
	東葛飾	160	0	160	0	0	0	160	0	141	0	0	0	141	73
	計	826	0	1,347	0	0	0	1,347	0	1,278	0	0	0	1,278	634
巡回	中央	30	0	51	0	0	0	51	0	44	0	0	0	44	21
	東葛飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	0	51	0	0	0	51	0	44	0	0	0	44	21
訪問	中央	74	0	122	0	0	0	122	0	117	0	0	0	117	84
	東葛飾	22	0	20	0	0	2	22	0	21	0	0	0	21	10
	計	96	0	142	0	0	2	144	0	138	0	0	0	138	94
計	中央	3,815	2,341	1,923	0	0	607	4,871	2,341	1,903	0	0	0	4,244	3,227
	東葛飾	1,498	702	794	0	0	2	1,498	702	762	0	0	0	1,464	1,098
	計	5,313	3,043	2,717	0	0	609	6,369	3,043	2,665	0	0	0	5,708	4,325

(2) 障害別相談・判定実施状況（中央障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況									
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立 支援 医療	補装具				合 計				
															交付		修理			適 合			
															要	否	要	否					
視覚	所内	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	視覚	所内	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0		計	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4
聴覚	所内	446	0	148	0	0	0	0	0	529	677	聴覚	所内	65	0	0	62	0	3	0	83	148	
	出張	377	0	628	0	0	0	0	0	0	628		出張	248	0	0	242	0	6	0	312	560	
	巡回	30	0	51	0	0	0	0	0	0	51		巡回	22	0	0	21	0	1	0	22	44	
	訪問	4	0	7	0	0	0	0	0	0	7		訪問	2	0	0	2	0	0	0	2	4	
	計	857	0	834	0	0	0	0	0	529	1,363		計	337	0	0	327	0	10	0	419	756	
音声・言語	所内	78	9	0	0	0	0	0	0	78	87	音声・言語	所内	0	9	0	0	0	0	0	0	9	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	18	0	18	0	0	0	0	0	0	18		訪問	18	0	0	18	0	0	0	0	18	
	計	96	9	18	0	0	0	0	0	78	105		計	18	9	0	18	0	0	0	0	27	
肢体	所内	227	38	415	0	0	0	0	0	0	453	肢体	所内	227	38	0	264	0	26	0	167	495	
	出張	289	0	559	0	0	0	0	0	0	559		出張	289	0	0	319	0	12	0	246	577	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	52	0	97	0	0	0	0	0	0	97		訪問	49	0	0	64	0	0	0	31	95	
	計	568	38	1,071	0	0	0	0	0	0	1,109		計	565	38	0	647	0	38	0	444	1,167	
内部	所内	2,290	2,290	0	0	0	0	0	0	0	2,290	内部	所内	2,290	2,290	0	0	0	0	0	0	2,290	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	2,290	2,290	0	0	0	0	0	0	0	2,290		計	2,290	2,290	0	0	0	0	0	0	2,290	
総計	3,815	2,341	1,923	0	0	0	0	0	0	607	4,871	総計	3,214	2,341	0	992	0	48	0	863	4,244		
総計の内訳	所内	3,045	2,341	563	0	0	0	0	0	607	3,511	総計の内訳	所内	2,586	2,341	0	326	0	29	0	250	2,946	
	出張	666	0	1,187	0	0	0	0	0	1,187	出張		537	0	0	561	0	18	0	558	1,137		
	巡回	30	0	51	0	0	0	0	0	51	巡回		22	0	0	21	0	1	0	22	44		
	訪問	74	0	122	0	0	0	0	0	122	訪問		69	0	0	84	0	0	0	33	117		

(2)障害別相談・判定実施状況（東葛飾障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況							合 計	
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立支 援医療	補装具				適 合			
															交付		修理					
															要	否	要	否				
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	所内	313	0	313	0	0	0	0	0	0	0	313	301	0	0	147	0	0	0	0	154	301
	出張	81	0	81	0	0	0	0	0	0	0	81	63	0	0	29	0	0	0	0	34	63
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	計	395	0	395	0	0	0	0	0	0	0	395	365	0	0	177	0	0	0	0	189	366
音声・言語	所内	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	8	0	0	0	0	0	8
	計	10	2	8	0	0	0	0	0	0	0	10	10	2	0	8	0	0	0	0	0	10
肢体	所内	319	18	301	0	0	0	0	0	0	319	317	18	0	160	2	10	0	0	127	317	
	出張	79	0	79	0	0	0	0	0	0	79	78	0	0	41	0	5	0	0	32	78	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	13	0	11	0	0	0	0	0	2	13	11	0	0	8	0	0	0	0	3	11	
	計	411	18	391	0	0	0	0	0	2	411	406	18	0	209	2	15	0	0	162	406	
内部	所内	682	682	0	0	0	0	0	0	0	682	682	682	0	0	0	0	0	0	0	0	682
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	682	682	0	0	0	0	0	0	0	682	682	682	0	0	0	0	0	0	0	0	682
総計	1,498	702	794	0	0	0	0	0	0	2	1,498	1,463	702	0	394	2	15	0	351	1,464		
総計の内訳	所内	1,316	702	614	0	0	0	0	0	0	1,316	1,302	702	0	307	2	10	0	281	1,302		
	出張	160	0	160	0	0	0	0	0	0	160	141	0	0	70	0	5	0	66	141		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	22	0	20	0	0	0	0	0	2	22	20	0	0	17	0	0	0	4	21		

(2)障害別相談・判定実施状況（全県）

障害区分	取扱区分	取扱人員	相談の状況									障害区分	取扱人員	判定の状況								
			自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	身障手帳	医療	その他	合計			自立支援医療	補装具				適合	合計		
															交付		修理					
															要	否	要	否				
視覚	所内	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	視覚	所内	4	4	0	0	0	0	0	0	4
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0		計	4	4	0	0	0	0	0	0	4
聴覚	所内	759	0	461	0	0	0	0	0	529	990	聴覚	所内	366	0	0	209	0	3	0	237	449
	出張	458	0	709	0	0	0	0	0	0	709		出張	311	0	0	271	0	6	0	346	623
	巡回	30	0	51	0	0	0	0	0	0	51		巡回	22	0	0	21	0	1	0	22	44
	訪問	5	0	8	0	0	0	0	0	0	8		訪問	3	0	0	3	0	0	0	3	6
	計	1,252	0	1,229	0	0	0	0	0	529	1,758		計	702	0	0	504	0	10	0	608	1,122
音声・言語	所内	80	11	0	0	0	0	0	0	78	89	音声・言語	所内	2	11	0	0	0	0	0	0	11
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	26	0	26	0	0	0	0	0	0	26		訪問	26	0	0	26	0	0	0	0	26
	計	106	11	26	0	0	0	0	0	78	115		計	28	11	0	26	0	0	0	0	37
肢体	所内	546	56	716	0	0	0	0	0	0	772	肢体	所内	544	56	0	424	2	36	0	294	812
	出張	368	0	638	0	0	0	0	0	0	638		出張	367	0	0	360	0	17	0	278	655
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	65	0	108	0	0	0	0	0	2	110		訪問	60	0	0	72	0	0	0	34	106
	計	979	56	1,462	0	0	0	0	0	2	1,520		計	971	56	0	856	2	53	0	606	1,573
内部	所内	2,972	2,972	0	0	0	0	0	0	0	2,972	内部	所内	2,972	2,972	0	0	0	0	0	0	2,972
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2,972	2,972	0	0	0	0	0	0	0	2,972		計	2,972	2,972	0	0	0	0	0	0	2,972
総計	5,313	3,043	2,717	0	0	0	0	0	609	6,369	総計	4,677	3,043	0	1,386	2	63	0	1,214	5,708		
総計の内訳	所内	4,361	3,043	1,177	0	0	0	0	0	607	4,827	総計の内訳	所内	3,888	3,043	0	633	2	39	0	531	4,248
	出張	826	0	1,347	0	0	0	0	0	1,347	出張		678	0	0	631	0	23	0	624	1,278	
	巡回	30	0	51	0	0	0	0	0	51	巡回		22	0	0	21	0	1	0	22	44	
	訪問	96	0	142	0	0	0	0	0	2	144		訪問	89	0	0	101	0	0	0	37	138

## (3) 相談会場別相談実施状況

管轄	区分	実施会場	取扱人員	障害区分					相談内容別件数										
				視覚	聴覚	言語	肢体	内部	合計	自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	手帳	医療	その他	計	
中央障害者相談センター	所内(来所)相談		713	0	477	78	415	0	970	0	363	0	0	0	0	0	607	970	
	出張	成田 出張相談所	130	0	125	0	96	0	221	0	221	0	0	0	0	0	0	0	221
		匝瑳 "	53	0	49	0	46	0	95	0	95	0	0	0	0	0	0	0	95
		市原 "	97	0	80	0	90	0	170	0	170	0	0	0	0	0	0	0	170
		館山 "	46	0	53	0	23	0	76	0	76	0	0	0	0	0	0	0	76
		茂原 "	74	0	68	0	79	0	147	0	147	0	0	0	0	0	0	0	147
		木更津 "	110	0	131	0	84	0	215	0	215	0	0	0	0	0	0	0	215
		船橋 "	156	0	122	0	141	0	263	0	263	0	0	0	0	0	0	0	263
		計	666	0	628	0	559	0	1,187	0	1,187	0	0	0	0	0	0	0	1,187
	巡回相談	H22.8.16 習志野市	9	0	15	0	0	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15
		H22.10.29 市川市	8	0	14	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	14
		H23.3.9 市川市	4	0	7	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7
		H23.3.30 習志野市	9	0	15	0	0	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15
		巡回(計)	30	0	51	0	0	0	51	0	51	0	0	0	0	0	0	0	51
訪問相談	74	0	7	18	97	0	122	0	122	0	0	0	0	0	0	0	122		
所内(書類)相談	2,349	4	0	0	15	2,330	2,349	2,332	17	0	0	0	0	0	0	0	2,349		
計(中央)	3,832	4	1,163	96	1,086	2,330	4,679	2,332	1,740	0	0	0	0	0	0	607	4,679		
東葛飾障害者相談センター	所内(来所)相談	608	0	311	0	297	0	608	0	608	0	0	0	0	0	0	608		
	出張	松戸出張相談	160	0	81	0	79	0	160	0	160	0	0	0	0	0	0	160	
		柏出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	160	0	81	0	79	0	160	0	160	0	0	0	0	0	0	160	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問相談	22	0	1	8	13	0	22	0	20	0	0	0	0	0	2	22		
	所内(書類)相談	708	0	2	0	4	702	708	702	6	0	0	0	0	0	0	708		
計(東葛飾)	1,498	0	395	8	393	702	1,498	702	794	0	0	0	0	0	2	1,498			
全県	所内(来所)相談	1,321	0	788	78	712	0	1,578	0	971	0	0	0	0	0	607	1,578		
	出張相談	826	0	709	0	638	0	1,347	0	1,347	0	0	0	0	0	0	1,347		
	巡回相談	30	0	51	0	0	0	51	0	51	0	0	0	0	0	0	51		
	訪問相談	96	0	8	26	110	0	144	0	142	0	0	0	0	0	2	144		
	所内(書類)相談	3,057	4	2	0	19	3,032	3,057	3,034	23	0	0	0	0	0	0	3,057		
	総計	5,330	4	1,558	104	1,479	3,032	6,177	3,034	2,534	0	0	0	0	0	609	6,177		



(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況

管轄	区分	実施会場	聴覚			義肢		装具			車いす	電動車いす	座位保持装置	重度障害者用 意思伝達装置	その他	小計	適合判定	計	(管轄外)
			補聴器			上肢	下肢	上肢	体幹	下肢									
			高度	重度	その他														
中央障害者相談センター	所内（来所）相談		51	6	8	6	61	2	0	72	57	20	26	0	0	309	250	559	13
	出張相談	成田 出張相談所		38	11	2	1	25	0	0	24	5	0	0	0	106	108	214	12
		匝瑳 "		13	7	0	0	0	0	0	22	10	0	0	0	52	41	93	0
		市原 "		23	2	1	0	18	0	0	27	3	0	0	0	74	79	153	0
		館山 "		16	3	0	1	1	0	0	6	3	0	0	0	30	30	60	0
		茂原 "		24	3	0	0	10	0	0	26	4	0	0	0	67	75	142	0
		木更津 "		41	11	2	0	10	0	0	23	8	0	0	0	95	112	207	4
		船橋 "		40	10	1	2	27	0	0	36	16	0	5	0	137	113	250	2
		計		195	47	6	4	91	0	0	164	49	0	5	0	561	558	1,119	18
	巡回相談	H22.8.16 習志野市		2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	13	0
		H22.10.29 市川市		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12	0
		H23.3.9 市川市		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6	0
		H23.3.30 習志野市		4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12	0
		巡回（計）		11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	22	43	0
	訪問相談		2	0	0	0	0	0	0	0	34	4	26	18	0	84	33	117	2
	所内（書類）相談		1	1	0	0	0	0	0	0	2	12	1	0	0	17	0	17	0
	計（中央）		260	64	14	10	152	2	0	236	142	36	58	18	0	992	863	1,855	33
東葛飾障害者相談センター	所内（来所）相談		108	34	3	15	172	0	0	180	35	30	42	0	3	622	281	903	8
	出張相談	松戸出張相談所		25	4	0	0	42	0	0	66	15	0	0	0	152	66	218	25
		柏出張相談所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		25	4	0	0	42	0	0	66	15	0	0	0	152	66	218	25
	巡回	—		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問相談		1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	8	0	17	4	21	0
	所内（書類）相談		2	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	6	0
計（東葛飾）		136	38	3	15	214	0	0	246	58	30	46	8	3	797	351	1,148	33	
全県	所内（来所）相談		159	40	11	21	233	2	0	252	92	50	68	0	3	931	531	1,462	21
	出張相談		220	51	6	4	133	0	0	230	64	0	5	0	713	624	1,337	43	
	巡回相談		11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	22	43	0	
	訪問相談		3	0	0	0	0	0	0	0	38	4	30	26	0	101	37	138	2
	所内（書類）相談		3	1	0	0	0	0	0	0	6	12	1	0	0	23	0	23	0
	総計		396	102	17	25	366	2	0	482	200	66	104	26	3	1,789	1,214	3,003	66

(5) 人工透析審査委員会審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成22年度	中央障害者 相談センター	1,734	263	894	577
	東葛飾障害者 相談センター	511	78	257	176
	計	2,245	341	1,151	753
平成21年度	中央障害者 相談センター	1,567	191	690	686
	東葛飾障害者 相談センター	499	74	258	167
	計	2,066	265	948	853
平成20年度	中央障害者 相談センター	1,393	182	533	678
	東葛飾障害者 相談センター	435	72	230	133
	計	1,828	254	763	811
平成19年度	中央障害者 相談センター	1,167	423	313	431
	東葛飾障害者 相談センター	515	212	144	159
	計	1,682	635	457	590
平成18年度		503	201	146	156

(6) 心臓機能障害更生医療審査状況

		総計	新規	変更	バイパス	ペースメーカー	弁置換	開心	その他
					術	術	根治術		
平成22年度	中央障害者 相談センター	48	48	0	13	11	10	1	13
	東葛飾障害者 相談センター	13	13	0	4	3	4	0	2
	計	61	61	0	17	14	14	1	15
平成21年度	中央障害者 相談センター	44	44	0	9	16	13	2	4
	東葛飾障害者 相談センター	14	14	0	1	9	1	0	3
	計	58	58	0	10	25	14	2	7
平成20年度	中央障害者 相談センター	57	57	0	20	17	11	0	9
	東葛飾障害者 相談センター	22	22	0	4	6	3	2	7
	計	79	79	0	24	23	14	2	16
平成19年度	中央障害者 相談センター	99	96	3	24	20	20	9	26
	東葛飾障害者 相談センター	37	37	0	9	7	6	3	12
	計	136	133	3	33	27	26	12	38
平成18年度		418	416	2	109	82	95	37	95

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成22年度	中央障害者 相談センター	459	58	371	30
	東葛飾障害者 相談センター	143	20	113	10
	計	602	78	484	40
平成21年度	中央障害者 相談センター	460	66	331	63
	東葛飾障害者 相談センター	137	18	99	20
	計	597	84	430	83
平成20年度	中央障害者 相談センター	388	64	294	30
	東葛飾障害者 相談センター	131	25	99	7
	計	519	89	393	37
平成19年度	中央障害者 相談センター	352	50	242	60
	東葛飾障害者 相談センター	125	18	89	18
	計	477	68	331	78
平成18年度		394	53	275	66

(8) 聴能言語訓練件数

聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
529	17	16	16	7	0	21	0	0	0	606

<参 考>

身体障害者（児）手帳所有者数

区 分	重 度		中 度		軽 度		計
	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	
18歳以上	57,892		43,721		12,005		113,618
	38,646	19,246	17,397	26,324	5,979	6,026	
18歳未満	1,770		593		299		2,662
	1,354	416	371	222	76	223	
計	59,662		44,314		12,304		116,280
	40,000	19,662	17,768	26,546	6,055	6,249	

(千葉県・船橋市・柏市を除く。) 県障害福祉課調 H23. 3. 31 現在

身体障害者（児）手帳所有者障害別内訳

区 分	視覚	聴覚	音声	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう	小腸	免疫	肝臓	計
		平衡	言語	不自由				直腸				
18歳以上	7,856	7,797	1,595	62,254	17,744	8,793	1,964	4,896	101	513	105	113,618
18歳未満	95	437	22	1,679	291	26	20	64	8	3	17	2,662
計	7,951	8,234	1,617	63,933	18,035	8,819	1,984	4,960	109	516	122	116,280

(千葉県・船橋市・柏市を除く。) 県障害福祉課調 H23. 3. 31 現在



### Ⅲ 知的障害者相談関係



## 1 業務内容

### (1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問すべての相談・判定を、予約制で行っています。

#### ア 所内相談

一般相談は月曜日から金曜日の毎日午前9時から午後5時まで行っています。(祝日及び年末年始を除く。)なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(H23.4.1)

	中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター	
相談日	第1、第2、第3、第4 第4	木曜日 金曜日	第2、第4 第4	木曜日 月曜日 不定期の火曜日

#### イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(H23.4.1)

	会場名	所在地	施設名	相談日	時間
中央	市川	市川市国府台2-3-1	国府台病院	第3金曜日	午後
	船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第1金曜日	〃
	旭	旭市イの1326	国保旭中央病院	第1木曜日	〃
	東金	東金市家徳38	浅井病院	第2金曜日	〃
	夷隅	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	第4金曜日	午前
	木更津	木更津市岩根2-3-1	木更津病院	不定期	〃
	館山	館山市館山183	田村病院	第4火曜日	午後
	幕張	千葉市美浜区豊砂5	県精神科医療センター	第1月曜日	〃
	匝瑳	匝瑳市八日市場ホ3292	藤田病院	第3月曜日	〃
東葛飾	柏	柏市西原7-6-1	初石病院	第1火曜日	午後

※ 相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

#### ウ 巡回相談

障害者の利便性を考慮し、実施機関等の要望を基に実施計画を定め、関係機関の協力を得て行っています。

#### エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

### (2) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

### (3) 市町村職員研修会

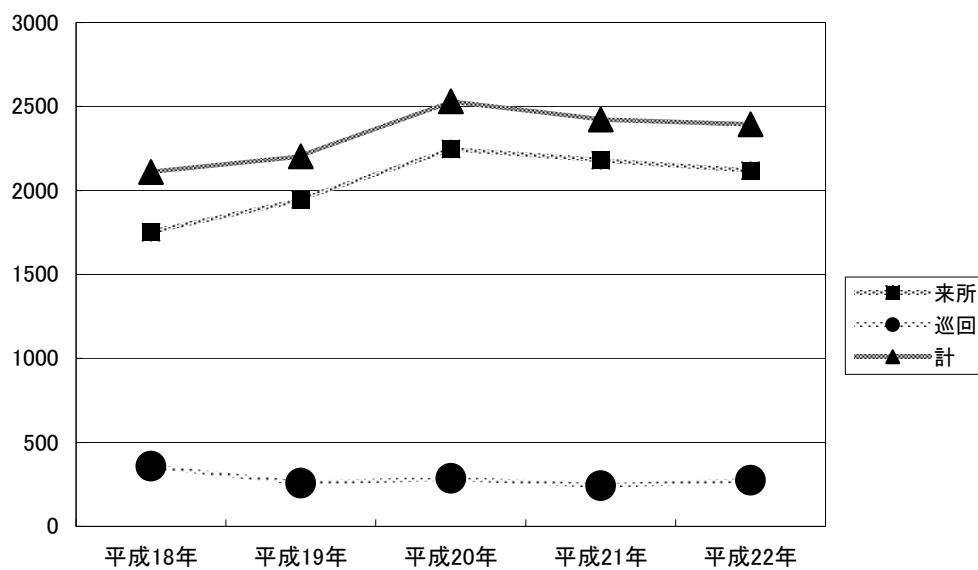
市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

## 2 業務取扱状況

### (1) 取扱実人員 (平成18年度～平成22年度)

	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
中央	来所	1,399	1,322	1,570	1,509	1,429
	巡回	316	231	261	224	255
	計	1,715	1,553	1,831	1,733	1,684
東葛飾	来所	352	624	677	671	689
	巡回	42	26	24	19	20
	計	394	650	701	690	709
合計	来所	1,751	1,946	2,247	2,180	2,118
	巡回	358	257	285	243	275
	計	2,109	2,203	2,532	2,423	2,393

取扱実人員数



(2) 相談実施状況 (延件数)

	区分	相談内容								
		施設	職親委託	職業	医療保険	生活	教育	療育手帳	その他	計
中央	来所	2	3	11	2	30	0	1,412	72	1,532
	巡回	10	0	34	12	123	0	248	20	447
	計	12	3	45	14	153	0	1,660	92	1,979
東葛飾	来所	0	1	10	10	11	1	746	139	918
	巡回	0	0	0	0	0	0	19	1	20
	計	0	1	10	10	11	1	765	140	938
合計	来所	2	4	21	12	41	1	2,158	211	2,450
	巡回	10	0	34	12	123	0	267	21	467
	計	12	4	55	24	164	1	2,425	232	2,917

相談内容「その他」の主な内訳

	区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害程度 区分	強度行動 障害	相談援助 事業	その他	計
中央	来所	72	0	0	0	0	0	72
	巡回	14	0	0	6	0	0	20
	計	86	0	0	6	0	0	92
東葛飾	来所	35	0	0	0	34	70	139
	巡回	0	0	0	1	0	0	1
	計	35	0	0	1	34	70	140
合計	来所	107	0	0	0	34	70	211
	巡回	14	0	0	7	0	0	21
	計	121	0	0	7	34	70	232



(3) 判定実施状況

	区分	判定内容				計
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	
中央	来所	191	1,424	1	0	1,616
	巡回	97	254	0	1	352
	計	288	1,678	1	1	1,968
東葛飾	来所	93	676	0	0	769
	巡回	8	20	0	0	28
	計	101	696	0	0	797
合計	来所	284	2,100	1	0	2,385
	巡回	105	274	0	1	380
	計	389	2,374	1	1	2,765

(4) 判定書等交付件数

	区分	判定内容			計
		障害程度区分	療育手帳	その他	
中央	来所	0	1,412	472	1,884
	巡回	0	248	20	268
	計	0	1,660	492	2,152
東葛飾	来所	0	672	140	812
	巡回	0	19	1	20
	計	0	691	141	832
合計	来所	0	2,084	612	2,696
	巡回	0	267	21	288
	計	0	2,351	633	2,984

(5) 相談会場別相談実施状況

相談区分		取扱 実人員	相談内容									
			施設	職親 委託	職業	医療 保険	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
所 内 相 談	中 央	来 所	488	2	3	11	2	30	0	471	72	591
		書 類	941	0	0	0	0	0	0	941	0	941
		小 計	1,429	2	3	11	2	30	0	1,412	72	1,532
	東 葛 飾	来 所	285	0	1	10	10	11	1	342	139	514
		書 類	404	0	0	0	0	0	0	404	0	404
		小 計	689	0	1	10	10	11	1	746	139	918
	合 計	来 所	773	2	4	21	12	41	1	813	211	1,105
		書 類	1,345	0	0	0	0	0	0	1,345	0	1,345
		合 計	2,118	2	4	21	12	41	1	2,158	211	2,450
出 張 相 談	中 央	船橋出張相談所	26	2	0	5	1	17	0	26	0	51
		旭出張相談所	33	1	0	4	3	18	0	32	8	66
		夷隅出張相談所	23	1	0	0	2	11	0	23	0	37
		東金出張相談所	27	2	0	2	0	15	0	27	0	46
		匝瑳出張相談所	20	1	0	4	2	10	0	20	2	39
		館山出張相談所	21	1	0	5	1	11	0	21	3	42
		市川出張相談所	30	2	0	4	1	15	0	30	1	53
		木更津出張相談所	33	0	0	4	0	12	0	33	0	49
		幕張出張相談所	19	0	0	6	2	13	0	19	0	40
	小 計	232	10	0	34	12	122	0	231	14	423	
	東 葛 飾	柏出張会場	8	0	0	0	0	0	0	8	0	8
		小 計	8	0	0	0	0	0	0	8	0	8
	合 計	240	10	0	34	12	122	0	239	14	431	
訪 問 相 談	中 央	巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家 庭	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
		病 院	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		施 設	15	0	0	0	0	1	0	9	6	16
		職 親 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		小 計	23	0	0	0	0	1	0	17	6	24
	東 葛 飾	巡 回	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
		家 庭	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		施 設	4	0	0	0	0	0	0	3	1	4
		職 親 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
小 計	12	0	0	0	0	0	0	11	1	12		
合 計	35	0	0	0	0	1	0	28	7	36		
合 計	2,393	12	4	55	24	164	1	2,425	232	2,917		

(6) 相談判定援護の実施者別分類

援護の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別			相談内容											合計					
		来所		巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保償	生活	教育	その他					小計				
		面接	書類									計	特児	相談 援助	職 再評価			強行	障害程 度区分	その他	
銚子市	45	3	22	25	20	45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	55
市川市	160	31	98	129	31	158	1	0	3	0	14	0	10	0	1	0	0	0	0	11	187
船橋市	221	50	135	185	36	220	2	0	6	1	22	0	7	0	0	0	0	0	0	7	258
館山市	19	1	10	11	8	19	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	22
木更津市	49	9	29	38	11	49	0	0	2	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	57
茂原市	39	22	16	38	1	38	0	0	3	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	3	48
成田市	61	17	41	58	3	60	1	0	2	0	4	0	2	0	1	0	0	0	0	3	70
佐倉市	92	45	45	90	2	91	1	0	1	1	4	0	2	0	0	0	0	0	0	2	100
東金市	35	4	17	21	14	34	0	1	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
旭市	39	4	21	25	14	39	0	0	2	1	8	0	4	0	0	0	0	0	0	4	54
習志野市	77	20	52	72	5	77	0	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86
勝浦市	10	0	4	4	6	10	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
市原市	134	61	71	132	2	132	1	0	2	0	9	0	8	0	0	0	0	0	0	8	152
八千代市	54	17	34	51	3	52	0	0	3	0	6	0	4	0	0	0	0	0	0	4	65
鴨川市	15	1	10	11	4	15	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	17
君津市	44	15	21	36	8	43	0	0	1	0	9	0	2	0	0	0	0	0	0	2	55
富津市	47	8	25	33	14	47	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	52
浦安市	47	18	23	41	6	46	0	0	3	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	1	57
四街道市	44	15	29	44	0	44	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	49
袖ヶ浦市	51	24	24	48	3	49	0	0	3	1	5	0	3	0	1	0	0	0	0	4	62
八街市	60	25	33	58	2	58	1	0	2	0	7	0	8	0	1	0	0	0	0	9	77
富里市	30	12	15	27	3	29	0	0	1	2	2	0	3	0	1	0	0	0	0	4	38
南房総市	27	2	20	22	5	27	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	28
匝瑳市	21	9	7	16	5	21	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	22
香取市	44	11	24	35	9	42	0	0	1	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	2	51
山武市	32	10	17	27	5	31	0	0	1	1	6	0	2	0	0	0	0	0	0	2	41
いすみ市	27	3	15	18	9	27	0	0	1	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	34
酒々井町	11	3	8	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
神崎町	4	1	3	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	5
多古町	9	2	5	7	2	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
東庄町	8	0	5	5	3	8	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11

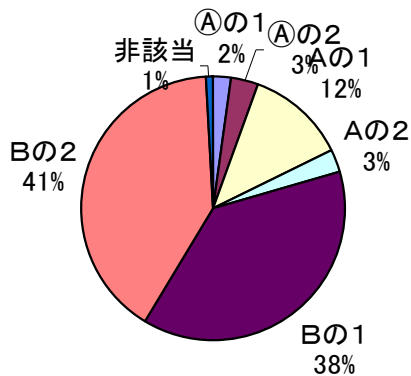
中 央

支援の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別				相談内容											合計										
		来所		巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保険	生活	教育	特児	相談 援助	職 再評価	強行	障害程 度区分		その 他	小計								
		面接	書類																	計							
大網白里町	31	11	17	28	3	30	1	0	2	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	39		
九十九里町	11	3	6	9	2	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
芝山町	7	6	0	6	1	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	
横芝光町	12	3	7	10	2	12	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
一宮町	4	1	1	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
睦沢町	6	1	2	3	3	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
長生村	10	3	7	10	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
白子町	7	5	2	7	0	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
長柄町	11	4	5	9	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
長南町	7	2	4	6	1	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
大多喜町	14	1	11	12	2	13	1	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	18
御宿町	5	2	2	4	1	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
鋸南町	3	0	1	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	1,684	485	944	1,429	255	1,660	12	3	45	14	153	0	86	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	1,979
松戸市	194	67	122	189	5	204	0	1	4	3	2	1	7	8	1	0	0	24	40	255							
野田市	75	31	39	70	5	77	0	0	2	2	2	0	7	0	0	0	0	4	11	94							
柏市	182	81	95	176	6	188	0	0	0	3	2	0	13	0	0	0	0	15	28	221							
流山市	64	25	37	62	2	74	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	5	7	85							
我孫子市	80	24	56	80	0	88	0	0	2	1	3	0	1	26	0	0	0	7	34	128							
鎌ヶ谷市	46	21	23	44	2	54	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	10	14	69							
印西市	39	22	17	39	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45							
白井市	16	8	8	16	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20							
栄町	12	5	7	12	0	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	15							
県外	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	6							
小計	709	285	404	689	20	765	0	1	10	24	164	1	35	34	0	1	0	70	140	938							
合計	2,393	770	1,348	2,118	275	2,425	12	4	55	24	164	1	121	34	0	7	0	70	232	2,917							

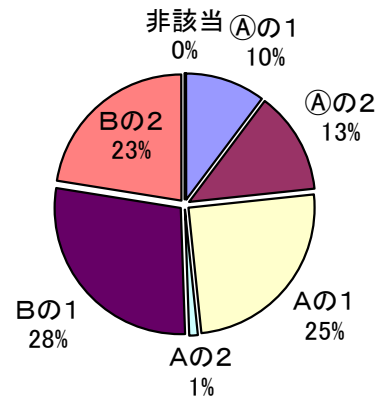
(7) 療育手帳交付・再判定状況

		㉠の1	㉠の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
中央	交付	5	9	33	9	96	88	1	241
	再判定	154	183	356	14	392	320	0	1,419
	計	159	192	389	23	488	408	1	1,660
東葛飾	交付	2	2	6	0	25	41	2	78
	再判定	56	81	152	7	177	140	0	613
	計	58	83	158	7	202	181	2	691
合計	交付	7	11	39	9	121	129	3	319
	再判定	210	264	508	21	569	460	0	2,032
	計	217	275	547	30	690	589	3	2,351

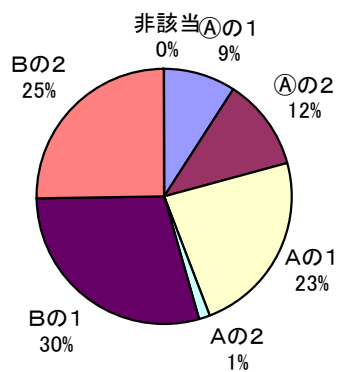
交付



再判定

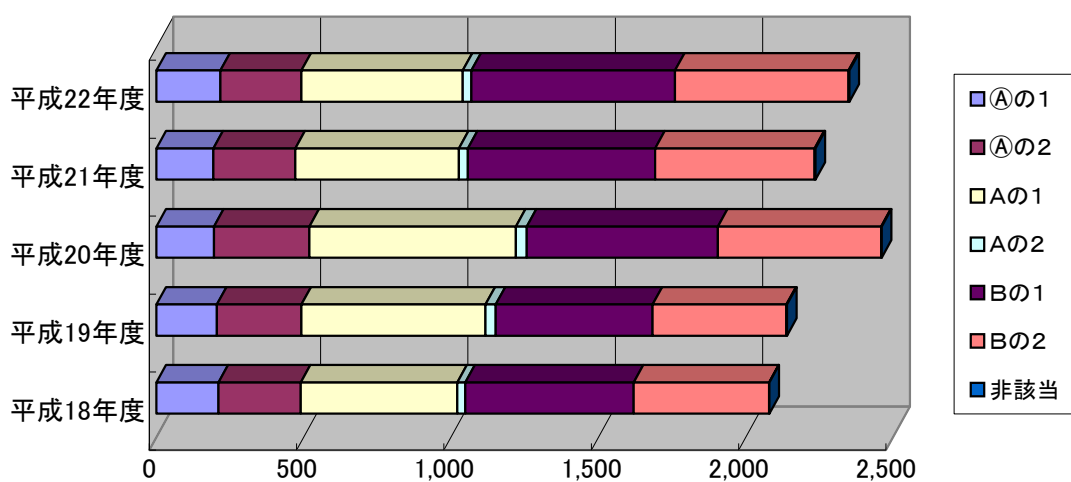


計



(8) 療育手帳程度別判定状況 (平成18年度～平成22年度)

	㉠の1	㉠の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
平成18年度	211	279	531	27	571	460	1	2,080
平成19年度	205	287	624	35	532	454	3	2,140
平成20年度	195	324	701	37	648	554	2	2,461
平成21年度	193	278	555	31	635	541	3	2,236
平成22年度	217	275	547	30	690	589	3	2,351



(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況

※平成22年度は該当なし

実施年月日	対象地域	実施人員			委託援護実施者
		新規	継続	計	
				0	
				0	
				0	

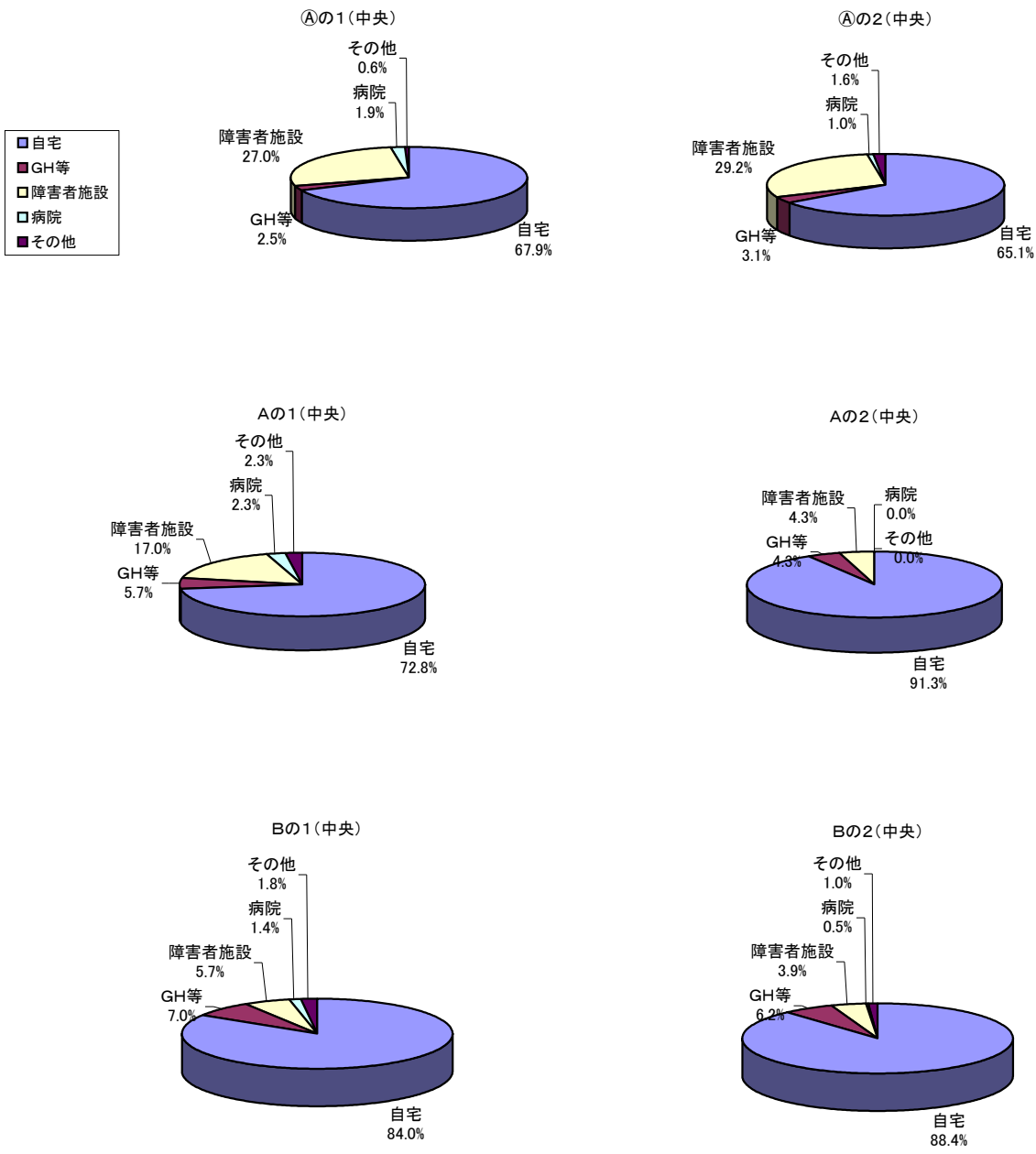
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

※平成22年度は該当なし

区分	総合評価・意見	委託期間		計
		3年未満	3年以上	
1	雇用に切り換えることを検討する時期と考えられる			0
2	まだ指導を継続する必要があると考えられる			0
3	他の処遇が適切と考えられる			0
合計		0	0	0

(11) 住まいの場

		自宅	GH等	障害者施設	病院	その他	計
中央	㊸の1	108	4	43	3	1	159
	㊸の2	125	6	56	2	3	192
	Aの1	283	22	66	9	9	389
	Aの2	21	1	1	0	0	23
	Bの1	410	34	28	7	9	488
	Bの2	359	25	16	2	4	406
	計	1,306	92	210	23	26	1,657



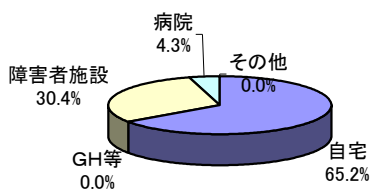


(11) 住まいの場

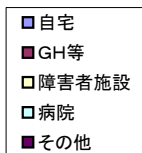
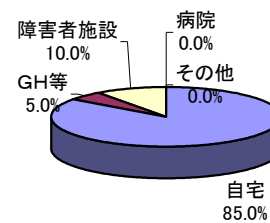
		自宅	GH等	障害者施設	病院	その他	計
東葛飾※	㉠の1	15	0	7	1	0	23
	㉠の2	34	2	4	0	0	40
	Aの1	52	3	2	0	1	58
	Aの2	2	0	0	0	0	2
	Bの1	69	2	6	1	1	79
	Bの2	77	1	3	0	1	82
	計	249	8	22	2	3	284

※面接で判定を実施した人のみを集計対象とした。

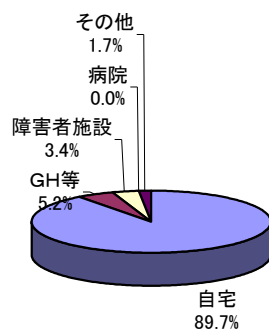
㉠の1(東葛飾)



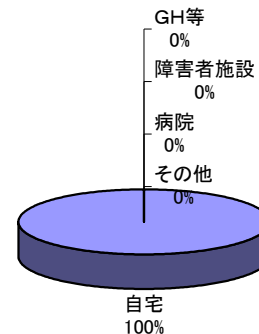
㉠の2(東葛飾)



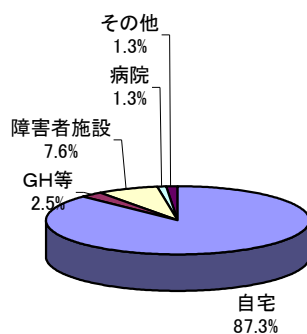
Aの1(東葛飾)



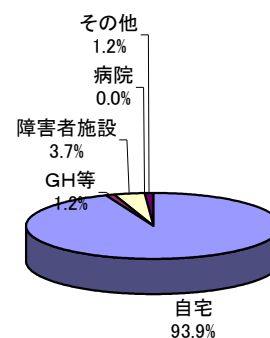
Aの2(東葛飾)



Bの1(東葛飾)



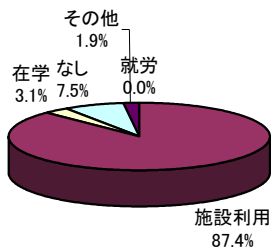
Bの2(東葛飾)



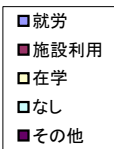
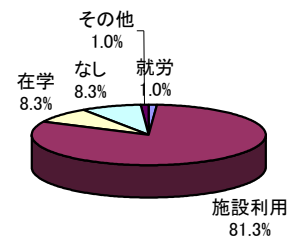
(12) 日中活動の場

		就労	施設利用	在学	なし	その他	計
中央	㉠の1	0	139	5	12	3	159
	㉠の2	2	156	16	16	2	192
	Aの1	16	287	19	55	12	389
	Aの2	0	17	2	4	0	23
	Bの1	143	201	15	115	14	488
	Bの2	189	91	25	90	11	406
	計	350	891	82	292	42	1,657

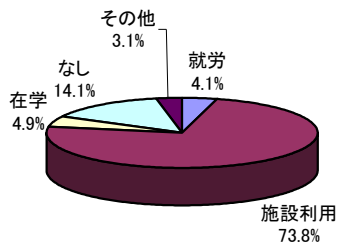
㉠の1(中央)



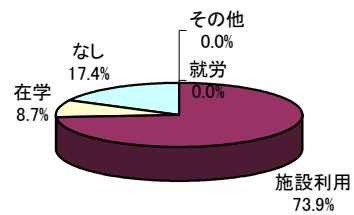
㉠の2(中央)



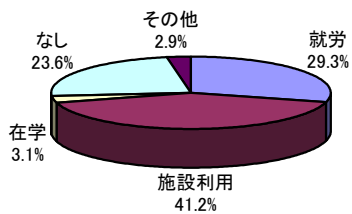
Aの1(中央)



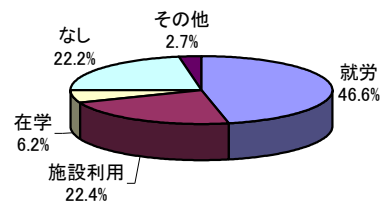
Aの2(中央)



Bの1(中央)



Bの2(中央)

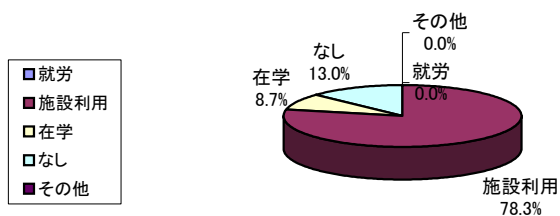


(12) 日中活動の場

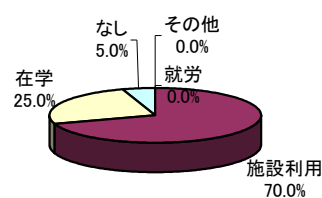
		就労	施設利用	在学	なし	その他	計
東葛飾※	㉠の1	0	18	2	3	0	23
	㉠の2	0	28	10	2	0	40
	Aの1	3	40	9	5	1	58
	Aの2	1	1	0	0	0	2
	Bの1	23	25	9	19	3	79
	Bの2	31	12	10	23	6	82
	計	58	124	40	52	10	284

※面接で判定を実施した人のみを集計対象とした。

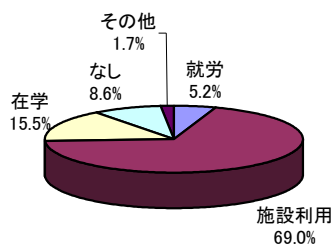
㉠の1(東葛飾)



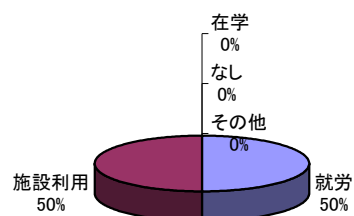
㉠の2(東葛飾)



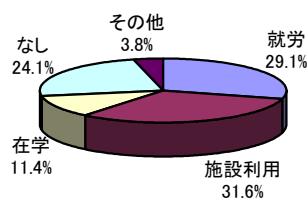
Aの1(東葛飾)



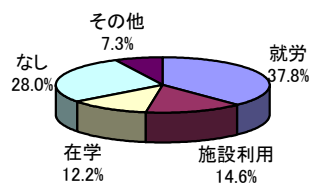
Aの2(東葛飾)



Bの1(東葛飾)



Bの2(東葛飾)



<参 考>

療育手帳所有者数

区 分	重 度	中 度	軽 度	計
18歳以上	8,602	4,957	4,693	18,252
18歳未満	2,726	1,940	3,377	8,043
計	11,328	6,897	8,070	26,295

(千葉市を除く。) 県障害福祉課調 H23. 3. 31現在

県内知的障害児(者)数

18歳未満	18歳以上	計
8,227	18,534	26,761

(千葉市を除く。) 県障害福祉課調 H23. 3. 31現在

職親登録状況

県登録数	市町村登録数	計
0	162	162

(千葉市、船橋市及び柏市を除く。) 県障害福祉課調 H23. 3. 31現在

\*平成15年度から、登録事務は各市町村で行っている。

知的障害者職親委託状況

受託職親数 57 名

委託者数 76 名 (男 64名 女 12名)

(千葉市、船橋市及び柏市を除く。) 県障害福祉課調 H23. 3. 31現在



# IV 参 考 资 料



## 資 料 編

### 1 人工透析審査委員会設置運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく人工透析に関する自立支援医療（更生医療）（以下「更生医療」という。）の可否を審査するとともに、同法19条の66に規定する更生医療にかかわる指定自立支援医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を達するため、中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構 成)

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

(委員及び任期)

第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師で人工透析療法に精通する者及び千葉県医師会の理事等のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。〈持ち回り分は、次回の委員会で報告する。〉

(審査内容)

第7条 委員会は、更生医療を開始又は継続することの妥当性及び開始時期について審査する。

(審査方法)

第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

(1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者。（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。）

(2) 人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者。

(3) 更生医療により透析療法を継続している者。

2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に掲げるものについては年1回行うものとする。

(指導監督)

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定自立支援医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等进行检查し、必要な指導を行うことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和56年9月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和59年10月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

## 2 障害程度審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、審査を行うための機関として中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 相談センター所長。

(2) 別表に掲げる障害種別を担当する医師。

2 前項第2号に規定する医師は、相談センターの職員たる医師又は嘱託医師をもって充てる。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者更正相談所設置運営基準（身体障害者更正相談所の設置及び運営について：平成15年3月25日付け障発第0325001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の7（1）に基づき、相談センターに対して県本庁から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所長が適宜開催する。

2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催することができる。

3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 2月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

別 表

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ・ 視 覚 障 害           | ・ 呼 吸 器 機 能 障 害 |
| ・ 聴 覚 障 害           | ・ ぼうこう又は直腸機能障害  |
| ・ 平 衡 機 能 障 害       | ・ 小 腸 機 能 障 害   |
| ・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 | ・ ヒト免疫不全ウイルス    |
| ・ そ し ゃ く 機 能 障 害   | による免疫機能障害       |
| ・ 肢 体 不 自 由         | ・ 肝 臓 機 能 障 害   |
| ・ 心 臓 機 能 障 害       |                 |
| ・ 腎 臓 機 能 障 害       |                 |

### 3 補聴器適合精密判定実施要領

#### 1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」と略す。）の場合出力等 J I S 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については J I S の規程にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、障害者相談センター（以下「相談センター」と略す。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」と略す。）を実施する。

#### 2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

#### 3 精密判定概要

##### (1) 第 1 段階

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 基礎検査    | ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）<br>イ リクルートメント（補充現象）検査（S I S I 検査）<br>ウ 語音聴力検査（域値・弁別） |
| 2 補聴器装用検査 | ア 語音聴力検査<br>イ 騒音下会話聴取検査  |
| 3 2 器種選択  | 1, 2 の結果により 2 器種選択<br>日常生活での使用結果について、チェックリストに記入をお願いします。                |

##### (2) 第 2 段階

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器装用検査
- 3 チェックリストの検討
- 4 機種決定（本人選択による。）

##### (3) 第 3 段階（第 2 段階から 1 ヶ月後）

- 1 標準純音聴力検査
  - 2 補聴器使用状況についてチェック
  - 3 1, 2 の結果異常がなければ終了
- ※ 補聴器再使用の場合、1 を省略し、電話にて実施することもある。

##### (4) アンケート（第 3 段階から 6 ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

#### 4 精密判定の申込み

市福祉事務所または町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。様式は、従来からの判定依頼書による。

#### 5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1 ヶ月 10 名の範囲内で相談センターが決定する。

#### 6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

#### 7 精密判定開始日

昭和 55 年 7 月 1 日より開始する。



## 4 障害者相談援助事業実施要領

### 1 目的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「センター」という。）が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等（以下「援護の関係者」という。）からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等（以下「相談及び援助」という。）を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

### 2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

### 3 担当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

### 4 事業内容

- (1) 援護（更生）計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

### 5 依頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」（様式相1）を管轄するセンターへ提出する。

### 6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び援護の関係者等と連絡調整のうえ援助内容の検討及び日程調整を行う。

### 7 依頼の取り下げ

依頼を取下げ場合は、「取下げ書」（様式相2）により取下げものとする。

### 8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325001号）」、及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号）」第2-1に基づくものである。

#### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

## 5 障害福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者処遇の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 年2回を原則とする。（身体障害者の部、知的障害者の部各1回）

(幹事会)

第5条 第1条の目的を達成するため、相談センターに幹事会を設置する。

2 幹事会は別表により選出された機関をもって構成し、幹事の任期は1年とする。

3 相談センターは、常任幹事として幹事会の構成員とする。

4 幹事会はその必要に応じ、相談センターが召集する。

5 幹事会は、第6条の研修内容等について、意見を述べるものとする。

(研修内容)

第6条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて幹事会の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

障害者福祉研修会幹事会当番表

身体障害者の部・知的障害者の部

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	戸市	野田市
C	佐倉市	四街道市	印西市	白井市	印旛村	本村	栄町
D	下総市	神崎町	八町	富里市	酒々井市	成田市	佐倉市
E	八日市場市	旭市	多古市	東庄町	香取市	神崎町	多古町
F	大網白里町	九十九里市	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市
G	勝浦市	市原市	芝山町	横芝光町	東長生町	山武市	大網白里町
H	鴨川市	富浦市	一宮町	睦沢町	長生町	白子町	長柄町
I	君津市	富津市	勝浦市	いすみ市	大郷市	御宿町	勝浦市
J			鋸南町	館山町	鴨川市	南房総市	鋸南町
K			袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市
B	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	戸市	野田市	柏市
C	印西市	白井市	栄市	印西市	白井市	栄町	印西市
D	四街道市	八街市	富里市	酒々井町	成田市	佐倉市	四街道市
E	東庄町	香取市	神崎町	多古町	東庄町	香取市	神崎町
F	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市
G	九十九里町	芝山町	横芝光町	東長生町	山武市	大網白里町	九十九里町
H	長南町	茂原市	一宮町	睦沢町	生み村	白子町	長柄町
I	いすみ市	大郷市	御宿町	勝浦市	いすみ市	大郷町	御宿町
J	館山市	鴨川市	南房総市	館山町	山津市	鴨川市	南房総市
K	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	木更津市

障害者福祉研修会実施状況

(平成22年度)

区分	開催年月日	会場	テーマ	参加者数
身体障害関係 中央・東葛飾共催  (市町村職員 新任者研修会)	22.5.17	千葉県文書館 多目的ホール	1 行政説明「補装具制度の概要と補装具判定事務手続きについて」 2 「」 「障害者相談援助事業について」 3 講演「疾病・障害と補装具の適応について」 講師：千葉リハビリテーションセンター センター長 吉永勝訓 氏 4 行政説明「自立支援医療制度の概要と判定手続きについて」 5 「」 「地域で暮らす障害者モデル事業」	市町村担当者 中央管轄 67人 東葛飾管轄 19人 中央障相センター 10人 東葛飾障相センター 5人
	22.6.7		1 行政説明「車いす・電動車いす・座位保持装置について」 2 「」 「義肢・装具について」 3 「」 「重度障害者用意思伝達装置について」 4 「」 「補聴器について」 5 義肢・装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置の展示と説明	市町村担当者 中央管轄 62人 東葛飾管轄 17人 中央障相センター 10人 東葛飾障相センター 7人
知的障害関係 中央主催 (市町村職員 新任者研修会)	22.6.14	県庁1階 多目的ホール	1 行政説明「知的障害について」 2 「」 「知的障害の更生相談について」 3 「」 「知的障害の就労支援について」	市町村担当者 中央管轄のみ 50人 中央障相センター 8人
知的障害関係 東葛飾主催 (市町村職員 新任者研修会)	22.5.21	けやきプラザ 1階会議室	1 行政説明「知的障害について」 2 「」 「療育手帳制度及び手帳の判定事務について」	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 22人 東葛飾障相センター 7人
東葛飾主催 (障害者福祉研修 会①)	22.9.2	けやきプラザ 1階会議室	1 自閉症・発達障害についての基礎知識 2 「CAS(千葉県発達障害者支援センター)の取組」	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 19人 東葛飾障相センター 9人
知的障害関係 中央主催 (市町村知的障害 者福祉担当職員)	22.12.13	県庁1階 多目的ホール	講演「知的障害者の障害基礎年金申請手続の実際とその留意点」 講師：社会保険労務士 小黒和夫 氏	市町村担当者 中央管轄のみ 54人 中央障相センター 10人
東葛飾主催 (障害者福祉研修 会②)	22.12.6	けやきプラザ 1階会議室	講演「知的障害に合併する精神疾患について」 講師：北柏アットクリニック 山田 純生 院長 「地域で暮らす障害者相談モデル事業」の事例報告	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 24人 東葛飾障相センター 10人
身障・知的の共通 中央・東葛飾共催 障害者福祉研修会	23.2.25	千葉県自治会館	1 講演「発達障害者(児)の就労支援について」 講師：千葉県発達障害者支援センター センター長 與那嶺 泰雄 氏 2 講演「成年後見制度の利用について」 講師：千葉県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ千葉運営委員 石山明子 氏 3 講演「障害者の雇用の現状と課題について」 講師：千葉障害者職業センター所長 井口修一 氏	市町村担当者 中央管轄 55人 東葛飾管轄 8人 中央障相センター 10人 東葛飾障相センター 7人